

地方自治法の主な改正点

<平成26年5月30日交付>

①指定都市制度の見直し

○区の事務所が分掌する事務を条例で定めることとする。

○指定都市及び都道府県の事務の処理について連絡調整を行うために必要な協議をする指定都市都道府県調整会議を設置することとする。

（施行日：公布日から2年以内で政令で定める日）

②新たな広域連携の制度の創設

○普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結できることとする。

○連携協約に係る紛争があるときは、自治紛争処理委員による処理方策の提示を申請することができることとする。

○普通地方公共団体は、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させることができることとする。

（施行日：公布日から6月以内で政令で定める日）

③認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について

○認可地縁団体が一定期間所有（占有）していた不動産であって、登記名義人やその相続人の全てまたは一部の所在が知れない場合、一定の手続きを経ることで認可地縁団体へ所有権の移転の登記をできるようにする。

（施行日：平成27年4月1日施行）